

奈良県告示第百三十七号

奈良県知事の職務代理に関する規則（平成八年三月奈良県規則第五十七号）第一条の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定め、令和五年七月十日から施行する。

なお、令和三年七月奈良県告示第百五号（知事の職務を代理する副知事の順序）は、令和五年七月九日限り廃止する。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真

第一順位 副知事 村井浩

第二順位 副知事 湯山壮一郎